

令和4年度関連予算について

令和4年2月
農林水産省

農山漁村振興交付金

【令和4年度予算概算決定額 9,752（9,805）百万円】

<対策のポイント>

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を取組の発展段階に応じて総合的に支援し、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しします。

<政策目標>

都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人〔令和7年度まで〕）等

<事業の全体像>



コミュニティの維持
農山漁村の活性化・自立化

※下線部は拡充内容

【お問い合わせ先】農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

農山漁村振興交付金のうち 農泊推進対策

【令和4年度予算概算決定額 9,752（9,805）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における**実施体制の構築**、**観光コンテンツの磨き上げ**、**多言語対応やワーケーション対応等の利便性向上**、**滞在施設等の整備等**を一体的に支援するとともに、**国内外へのプロモーション**や地域が抱える課題解決のための**専門家派遣等**を支援します。

<事業目標>

都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農泊推進事業

- ① 農泊の**推進体制構築**や観光関係者とも連携した**観光コンテンツの開発**、**Wi-Fi等の環境整備**、**新たな取組に必要な人材確保等**を支援します。
【事業期間：2年間、交付率：定額（上限500万円/年等）】
- ② 実施体制が構築された農泊地域を対象に、**インバウンド受入環境の整備**や**ワーケーション受入対応**、**地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツ開発等**を支援します。
【事業期間：上限2年間、交付率：1/2等】

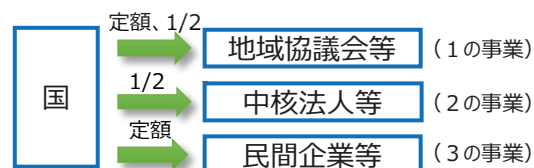
2. 施設整備事業

- ① 農泊を推進するために必要となる**古民家等**を活用した**滞在施設**、**一棟貸し施設**、**体験・交流施設等**の整備を支援します。
【事業期間：2年間、交付率：1/2（上限2,500万円※）】
（※ 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）
- ② 地域内で営まれている**個別の宿泊施設の改修**を支援します。（農家民泊から農家民宿へ転換する場合、促進費の活用可能）
【事業期間：1年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域）】

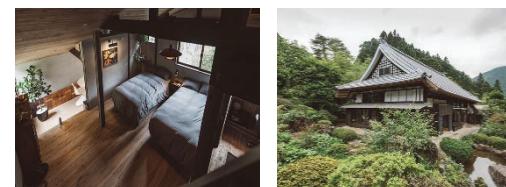
3. 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、農泊を推進する上での課題を抱える地域への**専門家派遣・指導**、**利用者のニーズ等の調査を行う取組等**を支援します。【事業期間：1年間、交付率：定額】

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

○ 農泊の運営主体となる地域協議会等に対して、ソフト・ハード両面から一体的に支援を行う。

農泊推進体制

法人化された**中核法人**※を中心として、多様な関係者がプレイヤーとして**地域協議会**に参画し、**地域が一丸となって取り組む**。

（構成員に農林水産業のいずれかに関わる者を含むこと）

※ 中核法人の主たる役割は、農林漁業関連、観光協会等の非営利事業、体験・ガイド、宿泊事業等

地域協議会

中核法人

宿泊業 飲食業 交通業
市町村 小売業 農林水産業
情報通信業 旅行業 金融業

市町村・中核法人



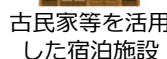
農林漁業体験



廃校を活用した宿泊施設



農家レストラン



古民家等を活用した宿泊施設

地域協議会との連携体



農家民宿・民泊

※民泊等の経営者が単独で事業を申請することは不可



ホテル・旅館



ジビエ

スポーツ
アクティビティ

< ソフト対策 >

農泊実施体制等の構築

農泊推進事業	農泊をビジネスとして実施できる体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ等に要する経費を支援 〔ワークショップの開催、地域協議会の設立・運営、地域資源を活用した体験プログラム・食事メニュー開発 等〕	事業実施期間：2年間 交付率：定額 上限：1年目、2年目とも500万円/年
--------	---	---

+

人材活用事業	新たな取組に必要となる人材の雇用等に要する経費を支援 ※農泊推進事業と併せて実施すること	事業実施期間：2年間 交付率：定額 上限：1年目、2年目とも250万円/年
--------	---	---

完了後

農泊経営の高度化

農泊推進事業完了地区を対象に、集客力の向上や経営の安定等を図るための取組に要する経費を支援

農泊地域高度化促進事業	① インバウンド対応 〔Wi-Fi、キャッシュレス、多言語対応、トイレの洋式化、インバウンド向け食事メニュー開発 等〕 ② 高付加価値化対応（食・景観） 〔地元食材を活用した食事メニュー開発 ・景観・歴史・伝統文化等を活用した体験プログラム開発 等〕 ③ ワークेशन対応 〔Wi-Fi、オフィス環境（机、椅子、アクリル板等）整備、企業等への情報発信 等〕 ※当該事業による支援は1回限り。 また、①とそれ以外（②、③）の同時実施は不可。	事業実施期間：最大2年間 交付率：①定額等 ②③1/2 上限：①200万円 ②③100万円、150万円 ※ ②③の助成額について 「食」「景観」「ワーケーション」のうち、一つのみ実施の場合 ⇒上限100万円（国費） 二つ以上実施の場合 ⇒上限150万円（国費）
-------------	--	--

< ハード対策 >

宿泊施設等の充実

※以下2つの実施形態のうちいずれか。

市町村・中核法人実施型	古民家等を活用した滞在施設、体験交流施設、農林漁家レストラン等の整備に要する経費を支援	事業実施期間：原則2年以内 交付率：1/2 上限：原則2,500万円（国費）
農家民泊経営者等実施型	農家民泊経営者等が現在営んでいる宿泊施設の改修に要する経費を支援 ※農家民泊から旅館業法の営業許可を取得した農家民宿に転換するための整備を行う場合、併せて転換促進費の活用が可能（1経営者あたり最大100万円）	事業実施期間：原則1年以内 交付率：1/2 上限：1,000万円/経営者（国費） （1地域あたり5,000万円）

○ このほか、国内外へのプロモーション事業を通じた農泊地域の魅力発信を行い、農泊需要の喚起を推進

地域協議会の取組への支援

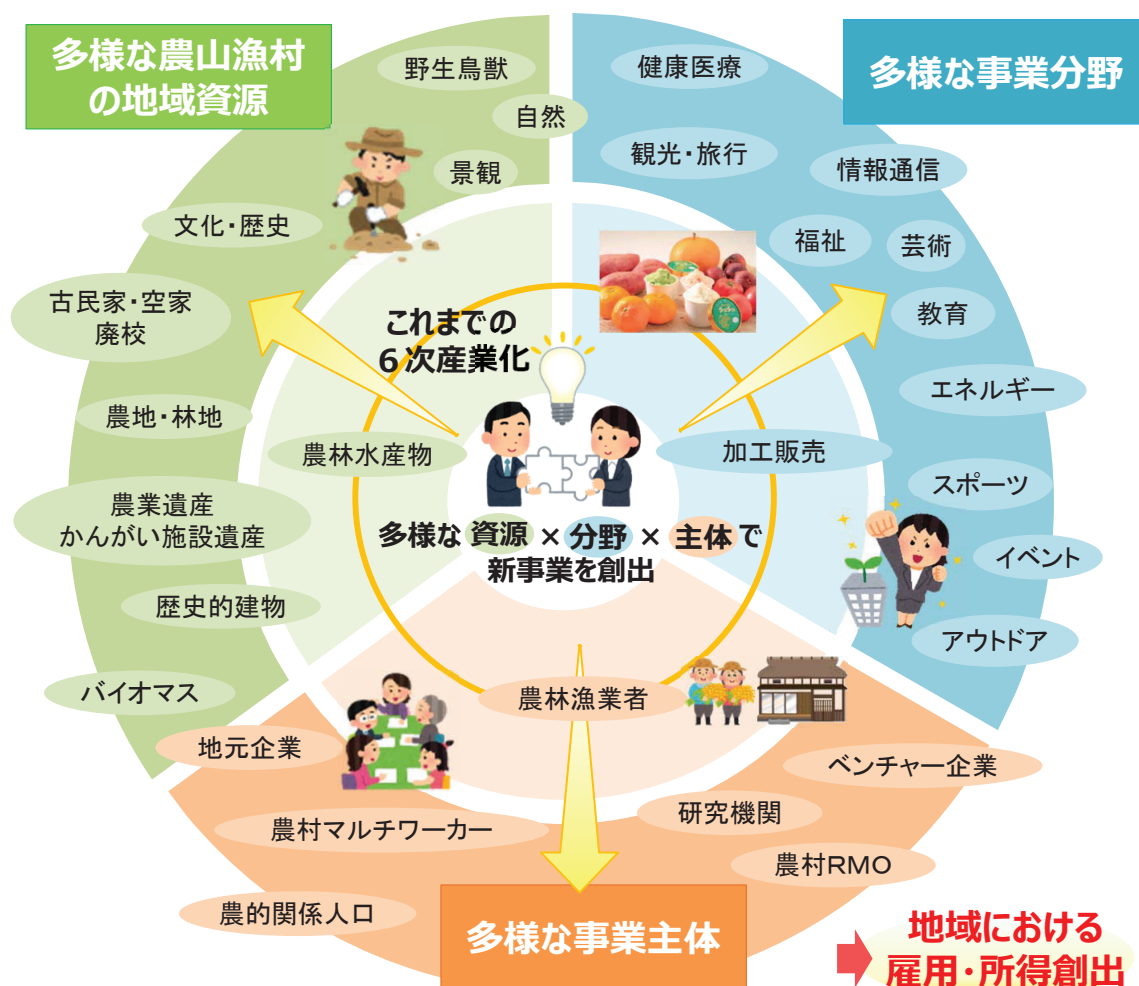
市町村・中核法人等の取組への支援

農山漁村発イノベーションによる雇用・所得の創出

- 農山漁村の活用可能な**地域資源**を他分野と組み合わせること等により活用する「**農山漁村発イノベーション**」により、地域における**新たな事業・雇用機会を創出**（6次産業化を発展）
- 農山漁村発イノベーションの推進に当たっては、農業以外の事業にも取り組む農業者や事業体等**多様な主体**が連携
- ソフト・ハード支援、サポートセンターの設置・専門家(プランナー)による伴走支援等、多様なメニューで地域の実情・ニーズに応じて支援

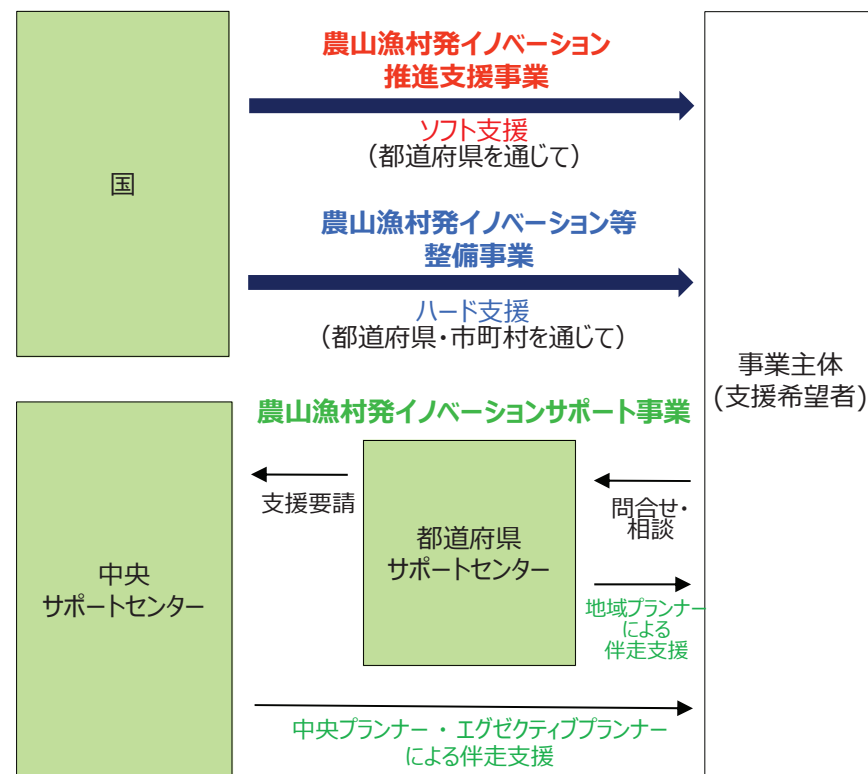
農山漁村発イノベーション

- 農山漁村の**あらゆる地域資源**をフル活用した取組を支援
- 他産業起点の取組など**他分野との連携**を一層促進



多様な支援メニュー

国と中央・都道府県サポートセンターが**連携・情報共有**しつつ、**多様な支援メニュー**による地域の実情・ニーズに応じた支援を実施



地域活性化、デジタル化、SDGs、中小・地域事業者施策等、**関係施策・府省庁とも連携**して、農山漁村における新事業を創出

<対策のポイント>

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。

<事業目標>

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）等

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション推進支援事業

2次・3次産業と連携した加工・直売にかかる商品開発、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発、これらにかかる研究開発等を支援します。
（上限500万円／事業実施主体）

2. 農山漁村発イノベーションサポート事業

- ① 中央サポートセンターにおいて、都道府県サポートセンターと連携した支援を実施するとともに、高度な専門家の派遣を通じた重点的な伴走支援や農山漁村で新事業を興す起業家と農山漁村のマッチングの取組等を支援します。
- ② 都道府県サポートセンターによる農山漁村発イノベーションに取り組む事業者への伴走支援や地方公共団体による農山漁村発イノベーションに取り組む人材の育成等の取組等を支援します。

3. 農山漁村発イノベーション等整備事業

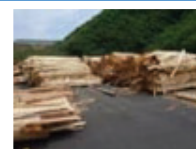
- ① 農山漁村活性化法に基づき、都道府県や市町村が作成した活性化計画の実現に向けて、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
- ② 六次産業化・地産地消法に基づき、農林漁業者の組織する団体等が作成した総合化事業計画等の実現に向けて、加工・販売施設等の整備を支援します。

<事業イメージ>

農山漁村発イノベーション推進支援事業



農産物を利用した新商品開発



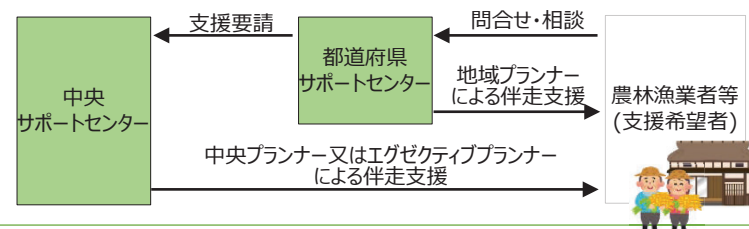
エネルギー事業



森林を利用したヒーリング事業

農山漁村発イノベーションサポート事業

サポートセンター（相談窓口）



農山漁村発イノベーション等整備事業



農産物直売所



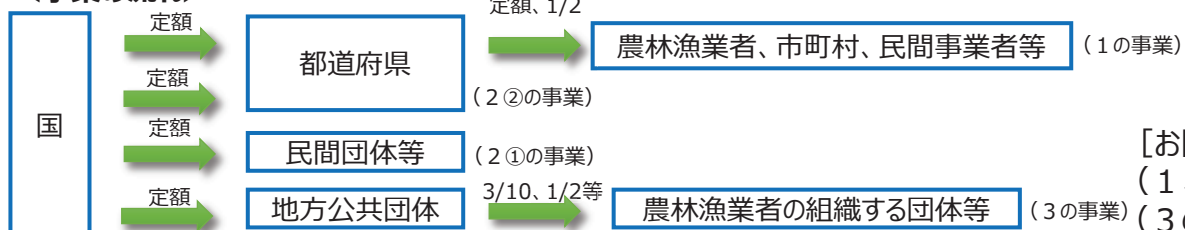
集出荷・貯蔵・加工施設



地元食材を使用したレストラン

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

(1、2の事業)

(3の事業)

農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)
地域整備課 (03-3501-0814)

農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)のうち 農山漁村発イノベーション推進支援事業

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村発イノベーションを推進し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図るため、**農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発**やこれらに係る**研究開発**等の取組を支援します。

<事業目標>

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション推進支援事業

農山漁村発イノベーションの実施に必要な**経営戦略策定、販路開拓、ビジネスアイデアの創出、研究・実証事業等の取組**を支援します。

(支援対象の取組)

- ① 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進
- ② 新商品開発・販路開拓の実施
- ③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組
- ④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組
(※取組に係る簡易な施設整備も支援対象)

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限500万円/事業期間）】

- ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

【事業期間：上限2年間、交付率：定額（上限500万円/事業期間）】

【留意事項】

事業の実施にあたって、①～⑤の取組を複数組み合わせることも可能（ただし、交付額の上限は500万円）。

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

- ① 2次・3次産業と連携した加工・直売



業務用一次加工品等の開発

- ② 新商品開発・販路開拓



原料にこだわり差別化を図ったヨーグルトの開発

- ③ 直売所の売上向上に向けた取組



集出荷システムを導入した直売所の運営

- ④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組



森林を利用したセラピー事業



シルクを加工したボディスポンジ

- ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組



成分分析による新商品開発

【お問い合わせ先】農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)のうち 農山漁村発イノベーションサポート事業

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村発イノベーションの取組を強力に推進するため、専門的な知識を有する人材を活用・派遣する中央・都道府県サポートセンターの取組や、地域の課題と都市部の起業家をマッチングし地域資源の付加価値を生み出す取組、施設給食の地産地消を進めるコーディネーターの育成・派遣等を支援します。

<事業目標>

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション中央サポート事業

- ① 中央サポートセンターにおいて、都道府県サポートセンターと連携し、中央プランナーやエグゼクティブプランナーの派遣を行うことで、農山漁村発イノベーションに係る高度な課題に対する重点的な伴走支援の取組等を支援します。
- ② 農山漁村で新事業を興す起業家と農山漁村のマッチングの取組等を支援します。
- ③ 施設給食において、地産地消を促進するためのコーディネーターの育成・派遣の取組等を支援します。

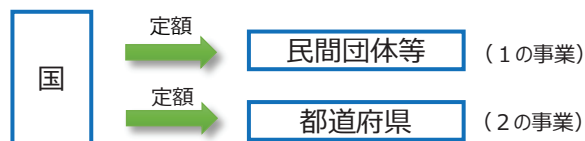
【事業期間：1年間、交付率：定額】

2. 農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業

各都道府県のサポートセンターにおける、農山漁村発イノベーションに取り組む事業者の経営改善等の多様な課題に対しての伴走支援や農山漁村発イノベーションに取り組む人材の育成等の取組等を支援します。

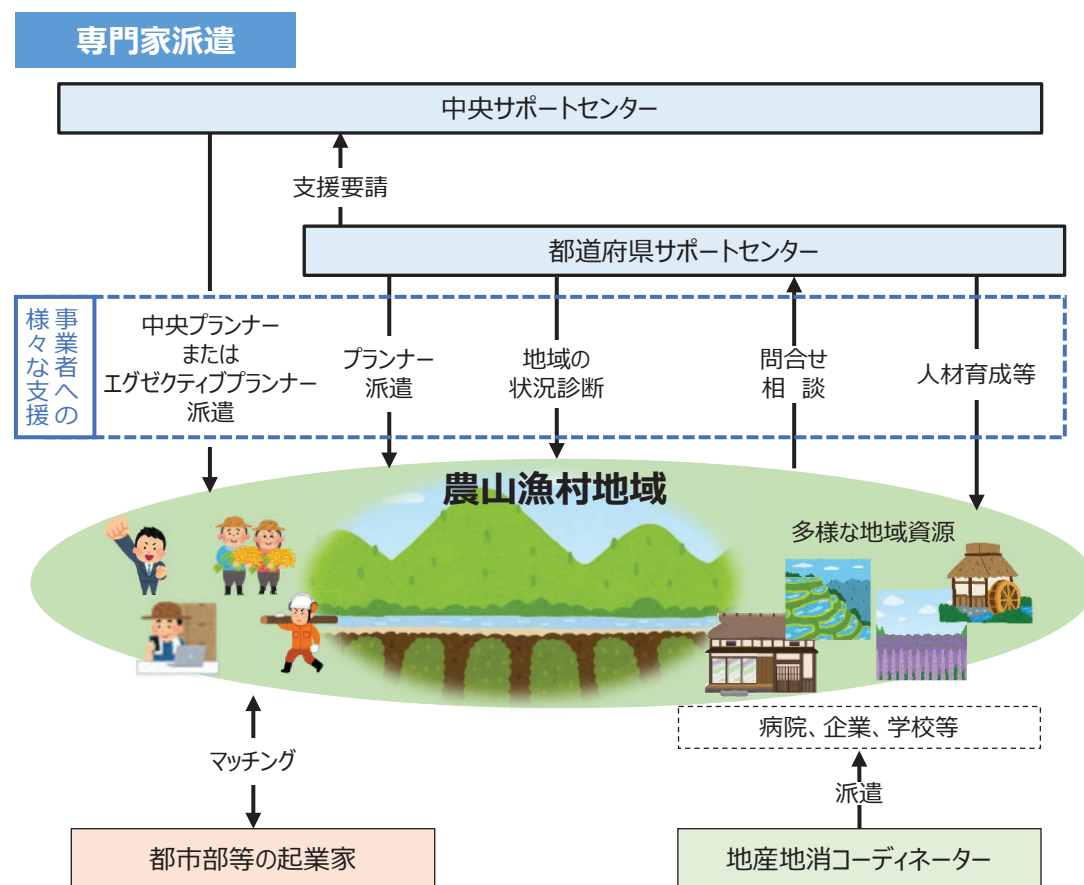
【事業期間：1年間、交付率：定額】

<事業の流れ>



※下線部は拡充内容

<事業イメージ>



【お問い合わせ先】農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)のうち 農山漁村発イノベーション等整備事業

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（140人〔令和7年度まで〕）
- 6次産業化に取り組んでいる優良事業体数の増加（93事業体〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 定住促進対策型、交流対策型（旧 農山漁村活性化整備対策）

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

2. 産業支援型（旧 食料産業・6次産業化交付金のうち6次産業化施設整備事業）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、農産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。

なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能です。

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の施設整備と同時に設置する場合に加え、既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も支援の対象とします。

<事業の流れ>

※下線部は拡充内容



<事業イメージ>

定住促進対策型、交流対策型

- 計画主体 都道府県、市町村※1
- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者団体等
- 事業期間 原則3年間（最大5年間）

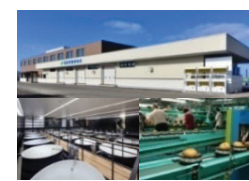
※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の認定が必要



農産物直売所



廃校を利用した交流施設



集出荷・貯蔵・加工施設

産業支援型

- 事業実施主体 農林漁業者団体※2
中小企業者※3
- 事業期間 原則1年間

※2 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定が必要

※3 農工商等連携促進法に基づく農工商等連携事業計画の認定が必要



農産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備



販売・交流施設等



EV車等への給電設備

【お問い合わせ先】 農村振興局地域整備課（03-3501-0814）

農山漁村振興交付金のうち 地域活性化対策

【令和4年度予算概算決定額 9,752（9,805）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域住民が生き生きと暮らしていける環境の創出を行うためのきっかけをつくり、農山漁村について広く知ってもらうことを目的として、農山漁村の活性化を推進します。

<事業目標>

地域課題の抽出や、課題解決のための活動計画の策定・実証を行う地域の創出（100地域〔令和6年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 活動計画策定事業

- ① 農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による**地域活性化に向けて、アドバイザーを活用したワークショップ**等を通じた**地域の活動計画策定**を支援します。
- ② **活動計画に掲げられた取組を実施するための体制構築、実証活動及び専門的スキルの活用等**を支援します。
【事業期間：3年間、交付率：定額（上限：1年目500万円、2年目250万円等）※】
※条件不利地においては、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。また、専門的スキルを活用する場合には、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。



地域の活動計画の策定
（ワークショップの開催）



体制構築及び実証活動
（高齢者の移動確保）

2. 農山漁村関わり創出事業

- ① 農繁期の手伝いや地域資源の保全等の農山漁村での様々な活動について、**農山漁村に興味がある多様な人材が関わることができる仕組みを構築**する取組等を支援します。
- ② 農山漁村の**地域づくりを担う人材（農村プロデューサー）の育成等**を支援します。
【事業期間：2年間等、交付率：定額】



農作業体験



農山漁村の多様な活動への参加



3. 農山漁村情報発信事業

農山漁村のポテンシャルを引き出して**地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例の横展開**や、多様な価値を有する**農業遺産等の主に若年層を対象とした理解醸成及び保全・活用に向けた基盤・体制づくり**を目的とした、**情報発信の取組**に対して支援します。
【事業期間：1年間、交付率：定額】

※下線部は拡充内容

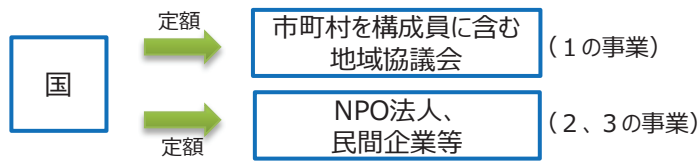


WebサイトやSNSによる
優良事例の情報発信



多様な地域資源の理解醸成や
保全・活用に向けた基盤・体制づくり

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

(1の事業、2①の事業)	農村振興局都市農村交流課	(03-3502-5946)
(2②の事業)	農村計画課	(03-6744-2203)
(3の事業のうち優良事例の横展開)	都市農村交流課	(03-3502-5946)
(3の事業のうち理解醸成及び基盤・体制づくり)	鳥獣対策・農村環境課	(03-6744-0250)

農山漁村振興交付金(地域活性化対策)のうち 農山漁村関わり創出事業

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域の課題や需要に応じて、**農山漁村地域における様々な取組に、多様な人材が関わることができる仕組みの構築や、課題解決に向けた取組のコーディネート等を行う地域づくり人材の育成等**により、関係人口を創出・拡大し、農山漁村の活性化を推進します。

<事業目標>

地域課題の抽出や、課題解決のための活動計画の策定・実証を行う地域の創出（100地域〔令和6年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農山漁村関わり創出事業

① 農山漁村体験研修の実施

農繁期の手伝いや地域資源の保全等の農山漁村での様々な活動について、**農山漁村に興味がある多様な人材が関わることができる仕組みを構築する取組等を支援します。**

人材の派遣先の農山漁村における**人材ニーズを調査**するとともに、**派遣される人材に対する事前研修**を実施します。

② 情報の発信及び共有

受入地域や参加者の募集に際しての一元的な広報や実施主体同士の情報交換の場となるプラットフォームの構築等、農山漁村体験を更に効果的に実施するための取組等を支援します。

③ 農村プロデューサー養成講座

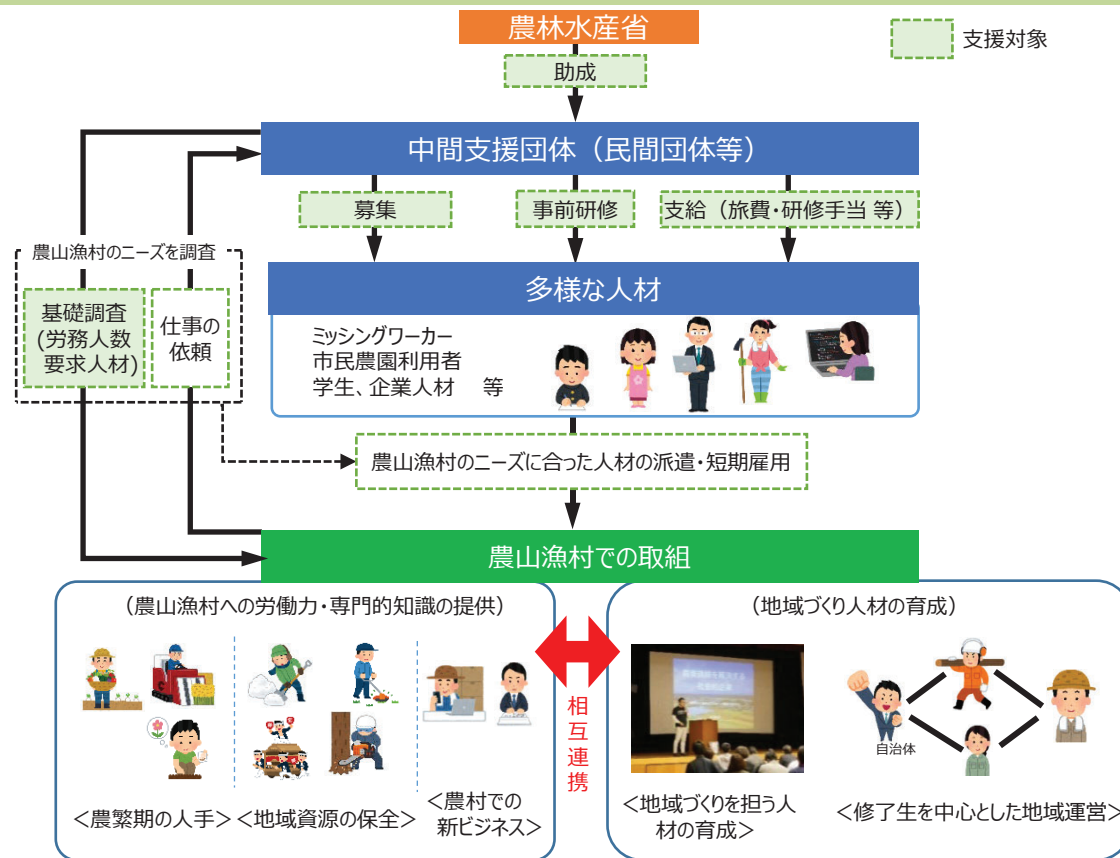
農山漁村の課題解決に向けた取組のコーディネート等の**地域づくりを担う人材の育成等**を支援します。

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】（1 ①②の事業）農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）
（1 ③の事業）農村計画課（03-6744-2203）